

(公印省略)
福指第720号
令和8年9月4日

訪問介護事業所
介護予防型訪問サービス事業所
生活支援型訪問サービス事業所 管理者各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

同一建物減算（12%減算）に係る届出について

指定訪問介護事業所、指定介護予防型訪問サービス事業所及び指定生活支援型訪問サービス事業所（以下「訪問介護事業所等」という。）は、毎年度2回、判定期間におけるサービス提供状況について、同一建物減算の適用割合を算定し、所定の要件に該当する場合は、市長へ届け出ることとされています。該当する事業所におかれましては、下記により必要書類を提出してください。

なお、事業所における1月当たりの利用者が、同一敷地内建物等に50人以上居住する場合（15%減算適用）には、15%減算のみが適用されます。

記

1 算定方法

「訪問介護事業所等に係る同一建物減算の取扱いについて」（別紙1）のとおり

2 提出書類

(1) 割合が90%未満の場合

提出不要（ただし、割合の算定に用いた計算書は、事業所において5年間保存）

(2) 割合が90%以上で、正当な理由がない場合

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書チェック表
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ③ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ④ 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）

※現に減算適用期間中の場合であっても、①～④による届出が必要です。

(3) 割合が90%以上で、正当な理由がある場合

- ① 上記(2)の提出書類
- ② 正当な理由があることを確認できる書類

※正当な理由に該当すると考える場合であっても、届出が必要です。

(4) 前回は減算対象で、今回減算対象外となる場合

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書チェック表
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ③ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ④ 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10)

※同一建物減算の取下げを行うため、体制届の提出が必要です。

3 判定期間、提出期限及び減算適用期間

	判定期間	提出期限(必着)	減算適用期間
前期	3月1日～8月31日	9月15日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	3月15日	4月1日～9月30日

※提出期限が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日を期限とします。

4 留意事項

訪問介護、介護予防型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスを一体的に運営している場合であっても、サービスごとに割合を算定してください。減算に該当するサービスについてのみ、届出が必要です。

5 提出方法・提出先

(1) 電子申請・届出システム【原則】

【福岡市ホームページ】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigohousyu.html>

福岡市ホーム>健康・医療・福祉>高齢・介護>事業者の方へ>各種手続き・運営指導に関すること>介護報酬に関する届出(加算・減算)

(2) 電子申請・届出システムによる届出ができない場合

① 電子メールによる方法

【提出先】 kyotaku@city.fukuoka.lg.jp

② 郵送又は持参による方法(電子メールによる届出が困難な場合)

【提出先】 〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課 行

※郵送の場合は、封筒表面に朱書きで「同一建物減算に係る届出 在中」と記載してください。

※①②の方法により届出を行う場合には、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書チェック表」の項目にある「電子申請による申請（届出）ができない理由」に理由を記載してください。

【本通知に係る問い合わせ先】

福岡市福祉局事業者指導課 在宅指導係

電話：092-711-4257